

立川市南地区児童館及び併設学童保育所 指定管理者募集に係る質問・回答

2024/9/6

No.	ドキュメント名		ページ	項番	質問内容	回答内容
1	業務仕様書	-	17～19	1 (3) 2 (1) 3 (3)	児童館、子育てひろば、学童保育所職員は兼務することは出来ないとあります。 兼務については同日、同時間帯のことを指すのでしょうか。	そのとおりです。
2	業務仕様書	-	17～19	1 (3) 2 (1) 3 (3)	ひろばの開所時間以外は、児童館または学童保育所の勤務は可能でしょうか。	各館において「①職員配置」及び「②勤務体制」の仕様を満たしていれば可能です。
3	業務仕様書	-	17～19	1 (3) 3 (3)	学童保育所に所属する常勤者（週30h勤務）の方が、他館の児童館・学童保育所に非常勤として10h勤務することは可能でしょうか。	各館において「①職員配置」及び「②勤務体制」の仕様を満たしていれば可能です。
4	業務仕様書	-	17～18	1 (3)	勤務区分が児童館の職員が、4館の職員名簿に重複して登録、兼任することは可能でしょうか。	可能です。
5	業務仕様書	-	15	3 (6)	「施設内無線インターネット接続システム（Wi-Fi）運用管理」についてです。 現在は、インターネット回線費用は、指定管理料から支払いをしていますが、今後は、立川市の負担のWi-Fiを利用するという認識でお間違いないでしょうか。 接続の制限（容量、デバイス）等ありますか。	違います。 この仕様項目の「施設内無線インターネット接続システム（Wi-Fi）」とは、「立川市児童館Wi-Fi運用基準」及び「立川市学童保育所Wi-Fi運用基準」に基づき運用する、市児童館及び学童保育所の全施設に導入済みのシステムのことです。 児童館及び併設学童保育所の管理運営に係る事務・事業用として、当該システムを事業者が使用することは認めません。

立川市南地区児童館及び併設学童保育所 指定管理者募集に係る質問・回答

2024/9/6

No.	ドキュメント名		ページ	項番	質問内容	回答内容
6	業務仕様書	-	19	(3) ①	「学童保育所職員の配置・勤務体制」常勤の要件についてです。 前回の業務仕様書では「学童保育所職員にあっては、立川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第30号）に基づき、放課後児童支援員の資格を有するものを適宜配置するものとする。」でしたが、今公募より、「保育士資格、幼稚園教諭教員となる資格を有し、かつ、放課後児童支援員の資格を有する者」となっています。これは両方の資格を有する者という認識でお間違いないでしょうか。	学童保育所に配置する職員の「常勤の要件」は、 「週30時間以上の勤務時間で、指定管理期間を通じて雇用期間が1年以上である職員」 です。 業務仕様書19ページに示す、学童保育所に配置する「〇名以上」の「職員の要件」は、 「次の①②③をすべて満たす職員； ①常勤 ②保育士資格、幼稚園教諭免許又は教員となる資格を有する ③立川市放課後児童健全育成事業の設備運営に関する基準を定める条例に規定する放課後児童支援員の資格を有する」 です。
7	業務仕様書	-	21	1 (3)	定期管理業務に挙げられている項目で、各館毎に実施項目が異なるものがありますか。	「⑬昇降機設備保守点検業務」（業務仕様書21ページ第4章1 (3) ）は錦児童館のみが実施対象施設です。
8	業務仕様書	-	21	1 (3)	特殊建物点検など、数年に一度実施の項目等について、過年度の実施年度を公表していただく事は可能でしょうか。	別紙「回答資料1」をご参照ください。
9	業務仕様書	-	21	1 (3)	定期管理業務に挙げられている項目について、過年度の実績額を公表していただく事は可能でしょうか。	金額については、立川市情報公開条例第7条第4号に該当するため、回答できません。

立川市南地区児童館及び併設学童保育所 指定管理者募集に係る質問・回答

2024/9/6

No.	ドキュメント名		ページ	項番	質問内容	回答内容
10	業務仕様書	-	21	1 (3)	法定点検等に関わる管理業務内容で、必要回数、詳細な仕様はご提示いただけますか。	別紙「回答資料2」をご参照ください。
11	業務仕様書	-	22	2 (2)	指定管理料により備品を購入する場合、備品に該当するものの定義をご教示ください。また、購入時、幾ら以上が備品になる等、決まっていますでしょうか。	立川市物品規則第4条第1項第1号 「取得したときにおいて消費税及び地方消費税を含む購入予定単価又は適正な対価が、20,000円程度以上であり、かつ、用途に供することのできる期間が2年以上のもの」に準じます。
12	業務仕様書	-	30	3④	「職員に対して必要な健康診断を毎年1回以上実施すること」についてです。労働安全衛生法上で、義務化されている対象者のみでよろしいでしょうか。	結構です。
13	業務仕様書	-	18	②	「ア 開館時間中は、職員2名以上が勤務すること。午前9時から午後8時までの時間帯においては、緊急事態に対応できるよう、1人は有資格者とする」とありますが、「有資格者」の定義をご教示ください。	この仕様項目の「有資格者」は、「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第38条の規定を満たすもの」のことです。
14	業務仕様書	-	26	(3) ⑤イ	「その他の保守管理経費については、原則として指定管理者の負担とする。」とありますが、令和5年度の羽衣・高松児童館の保守管理費をご教示ください。	金額については、立川市情報公開条例第7条第4号に該当するため、回答できません。
15	業務仕様書	-	32	9 (2) (3)	「また、光熱水道費及び電話・インターネット料金は、指定管理者が直接事業者に支払う。」とありますが、令和5年度の羽衣・高松児童館の光熱水道費をご教示ください。	金額については、立川市情報公開条例第7条第4号に該当するため、回答できません。 電気・ガス・水道の使用量については、別紙「回答資料3」をご参照ください。